確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第一条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条・第八十七条」を「第八十五条の二―第八十七条」に改める。

第二十四条の三第一号中「までに定める率」の下に「（受託保証型確定給付企業年金にあっては、契約者価額の計算に用いる予定利率）」を加え、同号イ中「いずれか」を「最も」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　加入者の資格を喪失したときにおける(1)に掲げる率

第三十三条第二項第二号中「書類」の下に「（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）」を加える。

第三十八条第二項中「計算される掛金の額」の下に「、第五十二条第四項の規定により拠出する掛金の額」を、「計算された額とする方法」の下に「、第五十二条第四項の規定により数理債務の額から契約者価額を控除した額とする方法」を加える。

第五十二条に次の一項を加える。

4　事業主等が規約の変更を行い、受託保証型確定給付企業年金を実施する場合には、第四十六条の規定にかかわらず、数理債務の額から契約者価額を控除した額を特別掛金額として一括して拠出することができる。

第五十八条中「額は、」の下に「次条の規定により翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額と、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては」を加え、「この条」を「この項」に、「額とする」を「額から翌事業年度における積立金の増加見込額を控除した額（積立金の額が減少することが見込まれる場合にあっては積立金の減少見込額を加算した額）とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合において、第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算しているときは、翌事業年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて、前項の翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額を算定することができる。

第五十九条第一項中「翌事業年度における掛金の額を上回る場合」を「零を上回る場合」に、「翌々事業年度の掛金」を「翌事業年度又は翌々事業年度の掛金」に改め、同項後段を削る。

第六十五条中「第五十二条」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第六章中第八十六条の前に次の一条を加える。

（加入者等の個人情報の取扱い）

第八十五条の二　事業主等は、その業務に関し、加入者等の氏名、性別、生年月日、住所その他の加入者等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　事業主等は、加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

第八十八条の二第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第二号又は第三号の額のうちいずれか大きい額とする方法

第八十八条の二第一項第二号中「減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）」を「減少日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の方法により計算した額に規約で定めるところにより次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を加算した額とする方法

イ　減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）において、積立金の額が当該減少日を法第六十条第二項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した責任準備金の額を下回ることが見込まれる場合　当該下回る額の見込額を償却するために必要となる掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額

ロ　減少日において、時価により評価した積立金の額が前回の財政計算の計算基準日において用いた第四十八条第一項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合　当該下回る額の見込額を償却するために必要な掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額

ハ　減少実施事業所の減少に併せて掛金の額の再計算をするとした場合において、イ又はロ以外の要因により掛金の額が増加することとなる場合　当該イ又はロ以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額

第八十八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第九十条第一項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、承認に当たって必要な書類

第九十一条第一項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、承認に当たって必要な書類

第九十二条第二項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、認可に当たって必要な書類

第九十三条第二項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、認可に当たって必要な書類

第九十四条第二項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、承認等に当たって必要な書類

第九十四条第五項を次のように改める。

5　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　承継確定給付企業年金の給付の設計の基礎を示した書類

二　承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあっては、法第七十九条第四項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類

三　承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあっては、令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証する書類

四　第五十条第四号ハに掲げる場合であって、同号の規定に基づく財政再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類

五　前各号に掲げるもののほか、承認等に当たって必要な書類

第九十五条第三項及び第九十六条第一項中「申請書を」を「申請書に認可に当たって必要な書類を添付し、」に改める。

第百四条の二十一中「運用について」の下に「、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて」を加え、同条の表第八十五条の項の次に次のように加える。

第八十五条の二第一項	事業主等	連合会	
	加入者等の氏名	中途脱退者等（法第九十一条の二十六第一項に規定する中途脱退者等をいう。）の氏名	
	加入者等の個人	中途脱退者等の個人	
第八十五条の二第二項	事業主等	連合会	
	加入者等	中途脱退者等	